

議案第104号

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月31日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

家畜伝染病検査に係る採血技術料の追加に伴う改正

飛驒市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例

飛驒市家畜診療所設置条例（令和2年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表診療費の項金額の欄中「農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条に規定する農林水産大臣の定める点数及び1点の価格（以下これらを「算定基準」という。）によって算定した額とする」を「農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年農林水産省告示第2154号）で定める点数に農業保険法施行規則第117条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める1点の価額を定める件（平成30年農林水産省告示第2155号）で定める価額を乗じた額（以下「算定基準による額」という。）とする」に改め、同表に次のように加える。

家畜伝染病検査に係る 採血	算定基準による額とする。
------------------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

家畜伝染病検査に係る採血技術料の追加に伴う改正

2 改正の内容

家畜伝染病の清浄化及び感染拡大防止を目的として家畜伝染病検査を実施するにあたり、診療費等の額を定める別表について所要の改正を行うもの。

(1) 採血に係る技術料の追加

家畜伝染病検査に係る採血技術料を新たに加えるもの。

(2) 算定基準に係る記載の改正

採血技術料の算定に診療費と同様の基準を用いるにあたり、基準となる点数及び1点の価額の根拠を詳細に記載するもの。

3 施行日 公布の日